

次世代育成支援対策推進法が、改正されました。

年次(有給)休暇を取得して、 仕事も家庭も充実させましょう！

次世代育成支援対策推進法が改正されました。急速な少子化や、子どもたちの健やかな成長のための環境整備として、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられました。農工大は、目標と行動計画を策定しています。仕事と家庭が両立できる雇用環境を整備しつつ、男女ともに育児しやすい職場づくりを進めています。

※ 平成 21 年 4 月 1 日 従業員数 301 人以上の企業

取得できる人と年次(有給)休暇について

常勤職員

1月1日から12月31日までの1年間につき20日
(年の途中から配属、退職となる職員は、その年の期間に応じた期間※右の表1)

取得単位： 1日、または半日単位

非常勤職員

労働基準法第39条による年次休暇(※右の表2)

取得単位： 1日、または半日単位

取得方法

休暇簿(年次休暇用)に記入し事前に届け出る。



TIPS

出産・育児から介護まで

年次(有給)休暇の他にも、出産・育児・介護に関する特別休暇、休業制度、部分休業制度があります。

加えて、短時間勤務や早出遅出勤務が可能となりました。詳細は、人事チーム職員係まで。

取得手続きに関しては
**男女共同参画推進室
人事チーム職員係**
●内線 5567

このお知らせの内容に関しては
女性未来育成機構

●府中
〒183-8509 東京都府中市幸町3-5-8
Tel/FAX: 042-367-5945
●小金井
〒184-8588 東京都小金井市中町2-24-16
Tel/FAX: 042-388-7362/7643
E-mail: joseispt@cc.tuat.ac.jp
<http://web.tuat.ac.jp/~dan-jo/josei/>

表1 常勤職員の年次休暇（年の途中で配属、退職などの場合の休暇日数）

在職期間	日数
1ヶ月に達するまでの期間	2日
1ヶ月を超え2ヶ月に達するまでの期間	3日
2ヶ月を超え3ヶ月に達するまでの期間	5日
3ヶ月を超え4ヶ月に達するまでの期間	7日
4ヶ月を超え5ヶ月に達するまでの期間	8日
5ヶ月を超え6ヶ月に達するまでの期間	10日
6ヶ月を超え7ヶ月に達するまでの期間	12日
7ヶ月を超え8ヶ月に達するまでの期間	13日
8ヶ月を超え9ヶ月に達するまでの期間	15日
9ヶ月を超え10ヶ月に達するまでの期間	17日
10ヶ月を超え11ヶ月に達するまでの期間	18日
11ヶ月を超え12ヶ月に達するまでの期間	20日

表2 非常勤職員の年次有給休暇（労働基準法39条、同法第3項、同法施行規則第24条の3）

下記期間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤された職員に付与

- ◆ 1週間の所定労働時間が30時間以上の職員
- ◆ 1週間の所定労働日数が5日以上の職員
（所定労働日数が週以外の期間によって定められている場合は、1年間の所定労働日数が217日以上の職員）

継続勤務期間	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- ◆ 週4日又は1年間の所定労働日数が169日から216日までの職員

継続勤務期間	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日

- ◆ 週3日又は1年間の所定労働日数が121日から168日までの職員

継続勤務期間	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
付与日数	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日

- ◆ 週2日又は1年間の所定労働日数が73日から120日までの職員

継続勤務期間	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
付与日数	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日

- ◆ 1日又は1年間の所定労働日数が48日から72日までの職員

継続勤務期間	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
付与日数	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日